

2021年2月24日 全10頁

相続税・贈与税を「資産移転の時期の選択に中立的」にすると何が変わるのか？

税負担を抑える余地が少なくなり、増税方向の改正となる可能性あり

金融調査部 主任研究員 是枝俊悟
研究員 斎藤 航

[要約]

- 2020年12月10日に自由民主党・公明党が公表した「令和3年度税制改正大綱」（以下、大綱）では、相続税・贈与税について「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向けて「本格的な検討を進める」としている。
- 現在の日本の贈与税は、納税者が暦年課税と相続時精算課税のいずれかを選択できる。贈与税で暦年課税を選択した場合は、贈与の時期、および贈与であるか相続であるかにより贈与と相続のトータルの税負担が大きく異なる。これに対し、米国・ドイツ・フランスでは相続税と贈与税を統一的に扱い、資産移転の時期の選択により大きな税負担の差が生じない仕組みであり、これらの国を参考に改革が検討されると考えられる。
- 「資産移転の時期の選択に中立的」な税制を目指すことは、資産移転の時期の選択によって税負担を抑える余地が小さくなることも意味する。租税法律主義を踏まえると、改正の施行前の贈与に遡及増税が適用される可能性は低いいため、政府・与党で税制改正の検討が進むにつれ、施行前の「駆け込み贈与」のニーズが強まる可能性も考えられる。
- 現在の日本の相続税・贈与税の税収は、名目GDP比で主要国と比較して相対的に高水準にあり、直近の2013年税制改正時からの物価・地価の変動を踏まえても増税を行うべき積極的な理由は見出しづらい。だが、「資産移転の時期の選択に中立的」な税制を目指すことで結果として増税方向の改正となることも考えられ、その際には相続・贈与をサポートする金融機関のビジネスのあり方にも影響を与えるであろう。

[目次]

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
2. 「資産移転の時期の選択に中立的」とは何か・・・・・・・・・・ 2ページ
3. 改革の方法論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
4. 相続税・贈与税のあるべき「水準」・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
5. おわりに～資産移転ニーズや金融機関への影響・・・・・・・・ 9ページ

1. はじめに

2020年12月10日に自由民主党・公明党が公表した「令和3年度税制改正大綱」¹には、相続税・贈与税について、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて「本格的な検討を進める」とした。

過去の同党の「平成31年度税制改正大綱」、「令和2年度税制改正大綱」においても「検討を進める」旨の記述が見られたが、「令和3年度税制改正大綱」では「本格的な」という言葉も加わり、与党として次回（2022年度）の税制改正に向けて本格的な検討を行う姿勢が示されている。政府の税制調査会においても2021年中に相続税・贈与税について専門家会合が設置され検討される予定である。

現在、日本の税制では相続税と贈与税は原則として切り離された制度となっており、資産の移転が「相続」によって行われるか、生前の「贈与」によって行われるか、また「贈与」の場合にはその時期によって税負担が大きく異なる。このことが、「資産移転の時期の選択」に歪みをもたらしているものと考えられる。

日本では、相続税よりも贈与税の方が累進税率の上昇ペースが急であるため、（自分が亡くなった際の相続について）相続税の税率が10%～20%程度となる見込みの人が生前贈与を行うと、（相続時まで資産の移転を待つよりも）税負担が増加しやすく、贈与税は生前贈与に抑制的に働いていると考えられる。

他方、相続税の最高税率（55%）が適用されるだけの資産額を有する富裕層にとっては、資産を生前に分割して贈与することで、それよりも低い税率の贈与税の負担で資産を移転することが可能となっている。この点では贈与税は、資産の計画的な贈与を促すよう働いていることが考えられる。

政府・与党としては、資産の早期の世代間移転を促進し経済活性化を目指す観点、および、富裕層が財産の分割贈与を通じて負担回避することによる格差の固定化を防止する観点の両面から「資産移転の時期の選択に中立的」な税制の構築を目指している。

2. 「資産移転の時期の選択に中立的」とは何か

日本の相続税・贈与税の概要

日本の贈与税は、財産を受け取る者（受贈者）が「暦年課税」と「相続時精算課税」のいずれかを選択できる仕組みになっている。

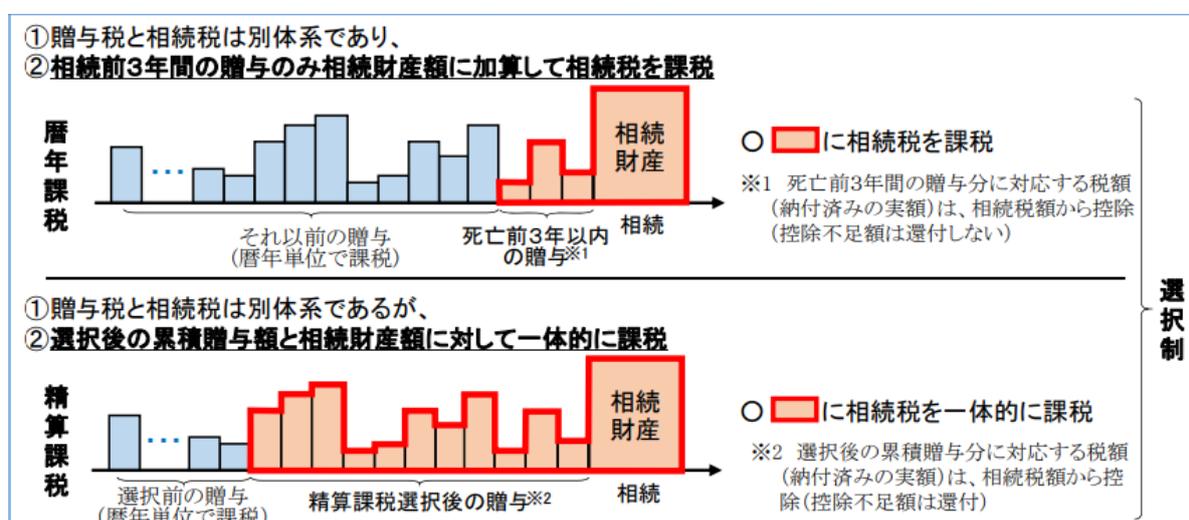
「暦年課税」は、暦年（1年）ごとに受贈者が贈与を受けた財産の額を計算し、その額に応じた贈与税を支払う方法であり、その税額は原則として1年ごとに独立して計算される。例外として、贈与時から3年以内に贈与者が死亡した場合には、死亡前3年以内の贈与につき相続財

¹ https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200955_1.pdf

産に持ち戻して相続税の課税対象となる（支払済みの贈与税額は相続税額から控除される）。暦年課税では1年あたり受贈者1人につき110万円の基礎控除が認められ、基礎控除を超える受贈額につき10%～55%の税率で贈与税が課される。

「相続時精算課税」は、贈与税と相続税を一体として課税する方式である。その課税方式を選択したときから、その受贈者が贈与によりを受けた財産の額は全て累計され、相続時に相続財産と合わせて相続税の課税対象となる。相続時精算課税を選択すると、贈与時は受贈者1人につき累計2,500万円（特別控除）まで贈与税が課されず、累計2,500万円を超える贈与に対する税率は一律20%となる。もっとも、相続時精算課税における贈与税額はあくまで「仮払い」であり、最終的には相続時に贈与を受けた累計額が相続財産に加算されて相続税額が決定される（支払済みの贈与税額は相続税額から控除される）。

図表1 日本の相続税と贈与税の概要



(出所) 財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」(令和2年11月13日(金) 税制調査会)

日本では受贈者が「相続時精算課税」を選択した場合、それ以後についてはいつどのように財産の移転を受けても最終的な贈与税額と相続税額の合計額は原則変わらないことになる²ため、概ね「資産の移転時期に中立」な税制といえる。一方で、受贈者が「暦年課税」を選択した場合は、いつどのように財産の移転を受けるかによってトータルの税額が大きく異なるため、資産の移転時期に中立的でないといえる。

相続時精算課税制度はあまり普及していない

日本では2003年に相続時精算課税制度が導入された当時は、相続時精算課税による贈与額と暦年課税による贈与額が同程度であったが、その後は相続時精算課税による贈与は減少傾向、

² 厳密に言えば、相続時精算課税を選択した場合、贈与した財産の評価額は贈与時の時価で固定され、相続時に再評価は行われなため、贈与時から相続時までの財産価格の変動によって、結果的に資産の移転時期による税負担の差が生じることはありうる。

暦年課税による贈与額は増加傾向にある。2018年現在、暦年課税による贈与額が年1.5兆円であるのに対し、相続時精算課税による贈与額は年0.5兆円に留まり、相続時精算課税はあまり選ばれていない（件数ベースでは、暦年課税が年37.4万件であるのに対し、相続時精算課税は年4.3万件と10分の1ほどに留まっている）³。

暦年課税と相続時精算課税について、納税者たる受贈者が有利な方を選べる制度であることを踏まえると、相続時精算課税が普及しない要因としては、現状、贈与税が課税されるほどの贈与を行っている/受けている人にとって、暦年課税よりも相続時精算課税制度の方が不利（税負担が多い）になっていることが考えられる。

暦年課税の下では、毎年、受贈者1人あたり110万円までの贈与については（その後3年以内に贈与者が死亡しない限り）贈与税（・相続税）が課税されない。また、年110万円を超える贈与であっても、成人した直系卑属（子や孫）への贈与であれば、（基礎控除の110万円と合わせ）年710万円までは税率は20%以下となる。このため、30%かそれ以上の相続税を課されるほどの資産がある人であれば、小刻みな贈与を繰り返すことで資産の移転に伴う税負担を抑えることができる。

実際に、暦年課税の贈与（37.4万人）は、取得財産価額が700万円以下のものが約9割となっており、財務省主税局の調査によると、複数年にわたり暦年課税による贈与を繰り返しているケースが多くみられるとのことである⁴。

他方、相続時精算課税を選択した場合、以後は年110万円の基礎控除が適用できず、贈与税・相続税を合計した最終的な税額は贈与・相続の総額によって決まるようになる⁵。相続時精算課税を選択した後は、税負担が「資産の移転時期に中立的」になるが、これは贈与の時期を工夫することで税負担を抑える余地が（ほぼ）なくなることを意味する。

従って、「資産の移転時期の選択に中立的」な税制に向けた改正は、資産移転の時期の選択によって税負担を抑える余地をなくす（あるいは現行制度より小さくする）こととなり、制度設計にもよるが、現行税制と比べて増税方向の改正に向かうことが考えられる。

資産の移転時期に中立的な主要国の税制

世界をみるとオーストラリア、カナダ、シンガポール、中国など相続財産に税を課さない国・地域もあるが、米国、英国、フランス、ドイツなどは相続財産（遺産）に税を課している。

相続財産に税を課している主要国の税制を日本と比べてみると、英国のように日本と同様に相続と贈与で税が別体系となっている（英国は贈与については死亡前7年以内の贈与を除き、

³ 財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」（令和2年11月13日（金）税制調査会）による。

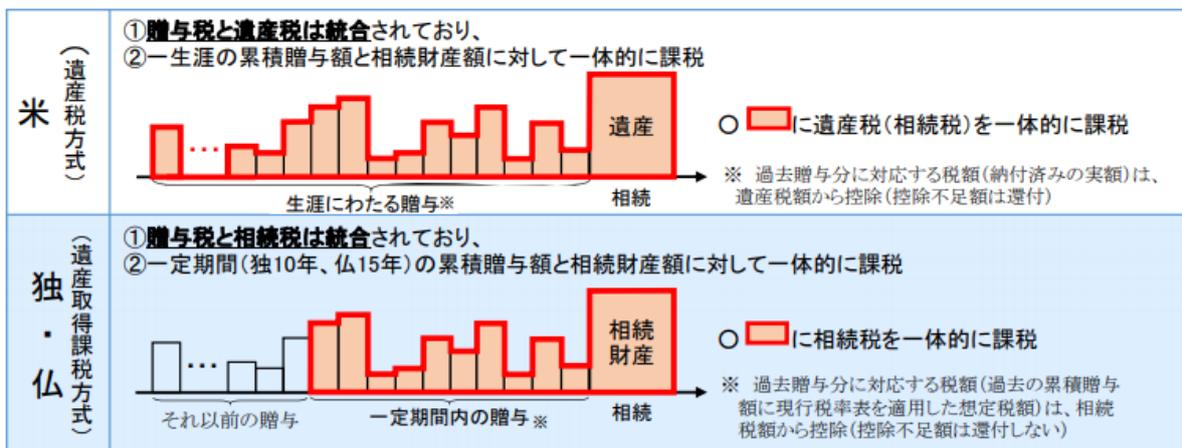
⁴ 脚注3に同じ。

⁵ 正確には、相続時精算課税の選択は贈与者と受贈者の組み合わせごとに選択できる。このため、例えば父から自分への贈与に相続時精算課税を選択した場合でも、母から自分への贈与には暦年課税を選択し年110万円の基礎控除を受けることも可能である。

原則として贈与税を非課税としている) 国もあるが、米国、ドイツ、フランスなど相続と贈与を統一的に扱って税を課している国もある。

米国は一生涯、ドイツ・フランスは過去一定期間（ドイツは10年、フランスは15年）の贈与および相続における財産の取得について、累計の資産取得額に基づいて税負担を課しており、概ね資産の移転の時期に中立的な税制となっている。政府・与党としては、米国、ドイツ、フランスなどの例を参考にして、資産の移転時期に中立的な税制を構築することを目指しているものと考えられる。

図表2 米国、ドイツ、フランスの相続税（遺産税）の概要



(出所) 財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」(令和2年11月13日(金)税制調査会)

3. 改革の方法論

日本の相続税・贈与税を資産の移転時期に中立的な税制に近づけるためには、相続税・贈与税を一体的に扱う税体系に改める必要がある。その方法としては、暦年課税を廃止して相続時精算課税のみとする方法(米国型)、相続税の持ち戻し期間を現行の3年から10年・15年などに延長する方法(ドイツ・フランス型)、などが考えられる。

暦年課税を廃止して相続時精算課税のみにする方法(米国型)

暦年課税を廃止して相続時精算課税のみにする方法は、理屈としては非常にシンプルで分かりやすい。しかし、日本の現行の相続時精算課税制度をそのままにして暦年課税を廃止した場合、少額の場合を含め全ての贈与について受贈者が贈与税の申告書を税務署に提出しなければならないこととなり、納税者の税務手続きは非常に煩雑になり、税務当局としても正確な捕捉と執行が困難になる。

米国では生涯の贈与・相続による受贈額に基づいた課税が行われているが、そもそも米国で贈与・相続に税が課されるのはその額が累計1,170万ドル(2021年現在)の基礎控除を超過し

てからのことであり、大多数の米国民は贈与税・相続税（遺産税）とは無縁である⁶。課税対象となるごく一部の富裕層は顧問税理士の指導を受けて申告を行う一方、税務当局側も相応のリソースを割いて調査を行っていることが想定され、そのような環境下だからこそ生涯全ての贈与額を累計して課税を行う仕組みが執行できているものと考えられる。

また、米国においても（累計 1,170 万ドルの基礎控除とは別に）暦年ごとに 1.5 万ドルの贈与については贈与税・相続税（遺産税）の対象外とする暦年控除の仕組みはある。もし日本において暦年課税を廃止して相続時精算課税のみとするならば、税務手続きの簡素化と税務当局の執行可能性を確保する観点から、（現行の相続時精算課税では認められない）暦年ごとの一定額の基礎控除を認めることも検討すべきであろう。

相続税の持ち戻し期間を延長する方法（ドイツ・フランス型）

暦年課税を残したままであっても、相続財産への持ち戻し期間を延長することで日本の税制を資産の移転時期に中立な税制に近づけることもできる。持ち戻し期間につき、現行の死亡前 3 年以内から、例えばドイツやフランスを参考に 10 年以内や 15 年以内などに延長することが考えられる。

現在はマイナンバー制度が整備されており、贈与税の申告書には原則生涯変わらないマイナンバーが付されている。このため、贈与税の申告書が提出されていることを前提とすれば、10 年や 15 年の間に納税者の住所・氏名等の変更があっても、マイナンバーに基づいて同一人物の過去の贈与税の申告書を紐づけ相続時に累計して課税することは可能と考えられる。

持ち戻し期間が 10 年や 15 年などと長くなると、暦年課税を選択した場合においても、贈与後 10 年や 15 年の間に贈与者が死亡し相続税で精算が行われる可能性が高まる。贈与を行った後、持ち戻し期間内に贈与者が死亡した場合は、贈与と相続による財産の移転額の累計に基づいて相続税が課税されることになるので、持ち戻し期間が長くなればなるほど資産の移転時期に中立的な税制に近づく。

もっとも、ドイツやフランスは相続・贈与で同一の税率表（移転する財産額に応じて適用する税率の表）を使い、一定期間の財産の移転額の累計額に基づいて課税を行っているため、税制改正などがない限り、贈与時の税負担の累計が相続時に最終的に負担すべき税額を上回らない。

これに対し、日本では相続税と贈与税では税率表が異なり、贈与税は 1 年ごとの贈与額に基づいて独立に贈与税額を定めており、同じ財産の移転額ならば相続税に比べて贈与税は高い税率が課される。このため、現行の日本の税制のまま持ち戻し期間だけを延長すると、（相続税で最終的に精算が行われるにしても）贈与時の一時的な税負担額が重くなることが考えられる。また、現行の日本の税制（暦年課税）では持ち戻し期間の贈与税額が最終的に負担すべき相続税

⁶ 例えば、2018 課税年度において、相続税の課税対象となった人は 5,484 人、贈与税の課税対象となった人は 2,146 人に留まる（IRS “SOI Tax Stats - Total Gifts of Donor, Total Gifts, Deductions, Credits, and Net Gift Tax”, “SOI Tax Stats - Gift Tax Statistics” による）。

額を上回ったとしても、贈与税額の還付は行われたい仕組みになっている。これらの仕組みが残ったままだと税制は生前贈与に対して抑制的に働いてしまう。

暦年課税における持ち戻し期間を延長するならば、「資産の移転時期に中立的」な税制にする観点から、(相続税の税率表に寄せる形での) 贈与税の軽減を行ったり、相続時の贈与税額の還付を認めたりすることも検討すべきであろう。

4. 相続税・贈与税のあるべき「水準」

「資産の移転時期に中立的」な税制に向けた改正は、資産の移転時期の選択による負担軽減の余地をなくす（あるいは現行制度より小さくする）ことを意味しており、単純に考えれば、現行税制と比べて増税方向の改正に向かうこととなる。ただし、単純な改正を行った場合に生じてしまう課題を解消するための改正と組み合わせることで、相続税・贈与税のトータルの税負担の水準をあるべき水準に向けて調整することが可能である。例えば、暦年課税を廃止し相続時精算課税のみとする場合において暦年ごとの一定額の基礎控除を認める、持ち戻し期間を延長する場合において贈与税の軽減や相続時の贈与税額の還付を行うなどが考えられる。

「資産の移転時期に中立」な税制に向けた改正を行う際、改めて、相続税・贈与税のあるべき水準がどの程度であるのか、検討されるべきであろう。

前回 2013 年度改正時の「水準」の検討経緯

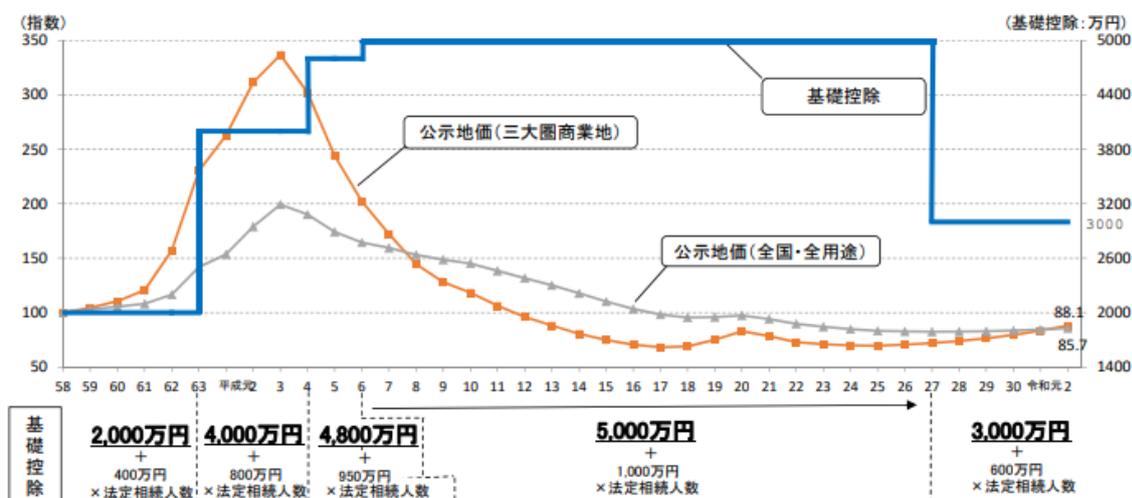
日本が相続税・贈与税の「水準」を大きく見直したのは、直近では 2013 年度税制改正である。当時の問題意識としては、日本の相続税はバブル期に地価の上昇に合わせて基礎控除額（課税最低限度額）が引き上げられてきたが、地価が下落しても基礎控除額が高止まりしているというものだった。このため、2013 年度税制改正で相続税の再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から、基礎控除の引下げ（および最高税率の引上げ）が行われ、2015 年から現在の水準となっている。

2013 年に税制改正を行った際には、1975 年から改正検討時の 2011 年～2012 年時点までの物価の変動率(+78%)と地価の変動率(+26.5%)の平均値をもとに、概ね当時と比べ 1.5 倍のインフレが生じているとみなした。その上で、1975 年当時と同等の基礎控除の水準に戻す観点から、1975 年当時の基礎控除額（2,000 万+400 万円×法定相続人数）に 1.5 倍を乗じた「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」を新たな基礎控除の水準として定めた⁷。

2013 年の税制改正時に基準となった 2011 年～2012 年当時と現在を比べると、物価と地価はいずれも上昇しており、物価や地価を踏まえた水準に調整とするという観点からは、相続税や贈与税の水準を引き上げる積極的な理由は見出しづらい。

⁷ 計数は大蔵財務協会編『平成 25 年版 改正税法のすべて』（2013 年）による。

図表3 日本の地価と相続税の基礎控除・税率構造の推移（指数は昭和58年=100）



（出所）財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」（令和2年11月13日（金）税制調査会）

相続税・贈与税の「水準」の国際比較

国により、相続税・贈与税は課税の仕組みが大きく異なるため、課税最低限の金額や最高税率だけでは、国としてどの程度の相続税・贈与税を課しているのかを比較しづらい。このため、その国の総税収や名目 GDP と比した割合を用いることにより、国としての全体的な相続税・贈与税の「水準」を国際比較できるようにしたものが次ページの図表4である。

図表4を見ると5カ国全体として、いずれの国も贈与税よりも相続税の方が税収が多くなっていることが分かる。また、相続・贈与の税収が国の総税収に占める割合はいずれの国も4%に満たず、所得税・法人税・消費税などと並ぶような「基幹税」となっていない。

また、図表4に示した5カ国を相対比較すると、日本の相続・贈与の税収は、国の総税収に占める比率および名目 GDP に占める比率のいずれもフランスに次いで5カ国中2番目にあたり、死亡率に差があることを考慮しても⁸、日本は比較的相続税・贈与税が重い国といえる。

相続税・贈与税の「水準」は各国が決めるものであり、必ずしも他国の水準に合わせる必要はないが、国際比較した水準が高くなるほど富裕層の海外流出を招くことも懸念される。また、より多くの人（より移転する資産が少ない人）に対して相続税・贈与税を課そうとすると、税務手続きの負担が増大したり、税務当局による捕捉が困難となり適切な執行ができなくなったりする恐れもある。

⁸ 相続（死亡）を機に相続税が課されるため、人口対比で死亡率が高い国ほど相続税収が得やすいものと考えられる。もっとも、死亡率の差を調整しても、対総税収比または対名目 GDP 比で、日本の相続・贈与の税収が米国、英国、ドイツのいずれよりも高いことには変わりはない。

図表 4 相続・贈与の税収の国際比較 (2018 年)

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
相続・贈与の税収(注1)	23,501	23,866	5,359	16,170	6,700
うち相続税収	21,104	22,665	5,359	13,492	5,690
うち贈与税収(注2)	2,397	1,201	-	2,678	1,010
相続・贈与の税収が 国の総税収(注3)に占める比率	3.89%	0.69%	1.11%	3.84%	0.86%
相続・贈与の税収が 名目GDPに占める比率	0.43%	0.12%	0.25%	0.68%	0.20%
死亡率(人口1000人あたり)	11.0	8.6	9.3	9.2	11.5

(注1)税収の単位は、日本：億円、米国：百万ドル、英国：百万ポンド、フランス・ドイツ：百万ユーロ。2018暦年中に始まる各国の課税年度の値を用いた。

(注2)英国は贈与税が課されない（贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合相続税が課される）

(注3)ドイツの相続・贈与税は州税（地方税）であるため、国の総税収に代えて、国・地方の総税収を用いた。英国、フランスは社会保障税を含まない。

(出典) 税収…日本：国税庁「統計年報」、米国：IRS"Data Book"、英国：HMRC"Tax Receipts & National Insurance Contributions"、フランス：Direction générale des Finances publiques "Annuaire statistique"、ドイツ：Bundesministerium der Finanzen "Datensammlung zur Steuerpolitik"、名目GDP・死亡率…OECD stat

(出所) 上記出典をもとに大和総研作成

もし日本の相続税・贈与税の「水準」の引上げを検討する場合は、日本より、総税収や名目GDPとの比で高水準の相続税・贈与税を課しているフランスを参考に、富裕層の海外流出の実態や適切に税務を執行するための制度設計などを調査する必要があるだろう。

5. おわりに～資産移転ニーズや金融機関への影響

今後、税制改正が行われ、ある時点から贈与税の暦年課税が廃止され相続時精算課税のみとなったり、相続税の持ち戻し期間が延長されたりした場合、それ以後の贈与においては、資産移転の時期の選択によって税負担を抑える余地が小さくなる。

一方、その改正の施行日前に行われた贈与については、遡及して増税が行われる可能性は租税法律主義の観点から低いものと考えられる⁹。例えば、相続税の持ち戻し期間は、1958（昭和33）年の改正で「2年」から「3年」に延長されて現在に至るが、その際も改正の施行日前までに既に行われていた贈与については経過措置により持ち戻し期間延長の対象外とされていた¹⁰。

また、資産移転の「時期の選択」だけでなく、贈与税には住宅取得等資金、教育資金、結婚・

⁹ 日本国憲法第84条は課税の要件として「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めており、これは、原則として納税者に不利益となる改正を遡及適用してはならないことも含まれると解されている。

¹⁰ 「相続税法の一部を改正する法律」（昭和33年4月28日法律第100号）による。

子育て資金の非課税制度があり、これらを利用するという「方法の選択」によっても税負担を抑える余地がある。このうち、教育資金と結婚・子育て資金の贈与税の非課税制度は2021年度税制改正では所要の修正を行った上で適用期限が延長されることとなった¹¹が、政府税制調査会の報告書¹²では「限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある」として、「機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくこととあわせて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある」とされている¹³。

贈与税非課税制度についても、租税法律主義の観点から、(増税方向の)修正が加わる際には、改正の施行日前に既に行われた贈与については経過措置により既存の制度を維持することが通例となっている。

今後、政府・与党内で「資産の時期の選択に中立」な税制の構築、および贈与税非課税制度の縮小などの検討が進んでいくにつれ、相続税が課税されるだけの資産を保有する人にとって、それらの改正前までに既存の制度を「駆け込み」で適用して贈与するニーズは強まるものと考えられる。

金融機関は、子や孫への資産の移転を支援する金融商品やサービスの提供を行っている。その中には、相続税や贈与税の負担軽減も意識して暦年課税を活用した贈与のサポートを行う金融商品やサービスもあるが、「資産移転の時期の選択に中立」な税制に向けた改正が行われた後は、こうした金融商品やサービスは見直しを迫られることとなる。今後は、「いかに税負担を軽減するか」という観点よりも、「いかに顧客の希望通りの資産の移転を実現するか」という観点がより重要視されることとなるだろう。

また、仮に相続税・贈与税の「水準」が引き上げられることとなれば納税資金を確保したり、保有する資産を生前に承継・換金しやすい形に資産を整理したりすることの重要性も高まる。制度改正は、相続・贈与をサポートする金融機関などのビジネスのあり方も変えることになるだろう。

【以上】

¹¹ 斎藤航「贈与税非課税制度改正案」(大和総研レポート、2021年2月5日)を参照。
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20210205_022080.html

¹² (政府)税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月26日)

¹³ 特に、結婚・子育て資金については、自由民主党・公明党「令和3年度税制改正大綱」にて、「次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する」とされている。